



平成29年11月20日

「(仮称) 住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」の制定に向けた取組みについて

世田谷区は、いわゆる民泊に対する一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法」の施行に向けて、住宅都市としての落ち着いた生活環境を守ることを基本としながら、国内外の観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応し、区民との交流を促進することも視野に入れた、基本的な考え方をまとめ、条例の骨子案を作成しました。

今後、法の施行に向けて多角的な視点から検討を進めます。

1 背景・経過

住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、観光旅客の宿泊の需要に的確に対応するための住宅宿泊事業法（以下「法」という。）が平成30年6月15日に施行される。

区では、住宅都市としての落ち着いた生活環境を守ることを基本としつつ、今後増加が見込まれる外国人旅行者をはじめとする観光旅客等の受入環境整備としての側面も考慮して、外部委員による住宅宿泊事業検討委員会および関係所管課において、区内での住宅宿泊事業のあり方について検討を重ねてきた。

2 (仮称) 住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の骨子案

(1) 目的

国内外からの観光旅客の区への滞在等を促進する区内での住宅宿泊事業の実施について、法第18条の規定に基づき、区域を定めて期間を制限することにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止する。

(2) 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間

①住宅宿泊事業を制限する区域

都市計画法第8条第1項の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域とする。

②①の区域において、住宅宿泊事業の実施を制限する期間

月曜日の正午から土曜日の正午までとする。ただし、祝日の正午からその翌日の正午までを除く。

3 今後の予定

平成29年11月	条例骨子案に対するパブリックコメントを実施
平成30年 2月	区議会に条例案を提案（予定）
6月	条例施行（予定）

◎問合せ 世田谷保健所生活保健課
産業政策部商業課

電話 5 4 3 2 - 2 9 2 7
電話 3 4 1 1 - 6 6 5 2